平成２２年（フ）第３７７号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄1147番地１　脇山荘102号
債務者　伊藤　博紀
１　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７８号
佐賀県佐賀市川副町大字鹿江724番地４
債務者　馬渡　惣太
１　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
佐賀県杵島郡白石町大字福田806番地１
債務者　岩永恵美子
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２０７号
佐賀県武雄市武雄町大字昭和37番地７
債務者　飯田　佳子
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第３６２号
宮崎市松山１丁目10番４号　第１甲斐コーポ101号、前住所宮崎市大王町15番地　ソレイユハイツ110号
債務者　横田　洋子
１　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３９７号
宮崎市吉村町下り松甲2445番地１　エレガンス吉村Ⅱ棟Ｃ号
債務者　佐藤　　浩
１　決定年月日時　平成22年10月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４６号
宮崎県日南市大字益安32番地
債務者　吉丸　時江
１　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第５７０号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町20番22―406号
債務者　重黒木富子
１　決定年月日時　平成22年10月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６２９号
鹿児島県鹿児島市川上町2629番地39
債務者　勝　　真寿
１　決定年月日時　平成22年10月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８２号
鹿児島県大島郡龍郷町中勝809番地６
債務者　十島　　巧
１　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第１６４号
福島県いわき市小名浜島字榎内９番地の１、前住所福島県いわき市草木台４丁目５番地の７
債務者　鈴木　勇一
１　決定年月日時　平成22年10月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２０９号
茨城県守谷市薬師台４丁目２番地６　県営105―101
債務者　長妻　裕美
１　決定年月日時　平成22年10月15日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
群馬県桐生市境野町３丁目2113番地　ふれあいホームおおぞら
債務者　鈴木　敬一
１　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第８０号
長野県飯田市上郷黒田239番地１　ワイズハウス103号
債務者　中平　義仁
１　決定年月日時　平成22年10月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第８２号
長野県下伊那郡阿智村智里503番地294　ホテル伊那華
債務者　杉本　髙美
１　決定年月日時　平成22年10月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第８１９号
兵庫県西宮市山口町上山口１丁目４番９号
債務者　川東　正幸
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８５９号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目３番12―208号
債務者　清水真妃こと　金　　清美
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係